

上板町福祉ホーム事業実施要綱

(目的)

第1条 福祉ホーム事業は、家庭環境、住宅事情等の理由により、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 福祉ホーム事業の実施主体は、上板町とする。

(施設の基準)

第3条 福祉ホームは、「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第176号)及び「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省障害保健福祉部長通知)に規定されている事項を満たさなければならない。

(利用対象者)

第4条 家庭環境、住宅事情等の理由等により、居宅において生活することが困難な障害者とする。(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。)

(利用の決定)

第5条 福祉ホームの利用を希望する障害者(以下「申請者」という。)は、福祉ホーム利用申請書を町長に提出するものとする。

2 町長は、利用の適否を審査した結果、適当と認めた場合には、福祉ホーム利用希望通知書により、福祉ホームを運営する社会福祉法人等(以下「法人」という。)に通知するものとする。

3 法人は、利用可能と認めたときは、福祉ホーム利用承諾書により町長に通知するものとする。

4 町長は、法人から福祉ホーム利用承諾書が送付されたときは、福祉ホーム利用決定通知書により、申請者及び法人に通知するものとする。

5 福祉ホームの利用を決定された申請者は、法人と利用に関する契約を締結するものとする。

(事業費)

第6条 福祉ホーム事業費の月額は、福祉ホーム利用費助成事業実施要綱に規定される基準額の1円以下を切り捨てた額に利用日数を乗じて得た額とする。

(助成額)

第7条 福祉ホーム助成額は、前条の事業費に0.9を乗じて得た額とする。

(利用者負担額)

第8条 入居者の利用者負担額は、第6条の事業費に0.1を乗じて得た額とする。

なお、非課税世帯及び生活保護世帯の者においては徴収しないものとする。

(助成額の支払)

第9条 法人は、サービス提供月の翌月10日までに、入居者に対し前条に規定する利用者負担額を請求するとともに、第7条に規定する助成額を町長に請求するものとする。

(利用の取り消し)

第10条 町長は、福祉ホームの利用決定を取消したときは、福祉ホーム利用決定取消通知書により利用者に通知するものとする。

(利用者の事故等について)

第11条 法人は、利用者に事故等があった場合は、すみやかに知事及び町長に利用者事故届を提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年5月25日から適用する。